

広島県告示第六百二十四号

次の広島県告示で指定した特定農業用ため池の指定を解除した。

令和四年八月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	令和二年広島県告示第七百七十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県尾道市	岡之本池外三箇所（別表一のとおり）
広島県三原市	用水池外四箇所（別表四のとおり）

告示番号	令和二年広島県告示第八十八号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県尾道市	夜昼池外四箇所（別表一のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第二十三号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県尾道市	鴨居池（別表一のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第四百三十号
所在地	特定農業用ため池の名称
広島県呉市	岡田之口中村池（別表二のとおり）
広島県福山市	丸池東池（別表三のとおり）

告示番号	令和三年広島県告示第六百号
所在地	特定農業用ため池の名称

広島県尾道市	掛木池外一箇所（別表一のとおり）
広島県三原市	堀溝池（別表四のとおり）

別表一から別表四までは、添付を省略し、広島県のホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。